

文化センター解体工事特記仕様書（２年度用）

（契約）

- 1 本事業は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第18条に基づき設計施工一括方式で、設計業務と施工業務（令和4・5年度（2022・2023年度））を一括して、契約を結ぶものとする。

（工程表及び単価合意書）

- 2 請負者は、この契約締結後5日以内に設計図書（設計成果品を除く。）に基づき、設計の工程と施工の概略の工程を示した全体工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 3 工程表は、発注者及び請負者を拘束するものではない。
- 4 発注者及び請負者は、設計完了後に行う契約の変更の内容を反映した工事費内訳明細書の提出後、速やかに、当該工事費内訳明細書に係る単価を協議し、単価合意書を作成の上合意するものとする。この場合において、協議がその開始の日から14日以内に整わないときは、発注者がこれを定め、請負者に通知するものとする。
- 5 請負者は、請負代金額の変更があったときは、当該変更の内容を反映した工事費内訳明細書を作成し、14日以内に設計図書（設計成果品を除く。）に基づいて、発注者に提出しなければならない。
- 6 第4項の規定は、前項の規定により工事費内訳明細書が提出された場合において準用する。
- 7 第4項（前項において準用する場合を含む。）の単価合意書は、東海市建設工事請負契約約款（建築関連工事事用）第26条の規定により残工事代金額を定める場合並びに約款第30条、約款第38条及び第39条に定める場合（第8項に掲げる場合を除く。）を除き、発注者及び請負者を拘束するものではない。

（請負代金額の変更方法等）

- 8 請負代金額の変更については、次に掲げる場合を除き、第3条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により作成した単価合意書の記載事項を基礎として発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
 - (1) 数量に著しい変更が生じた場合。

(2) 単価合意書の作成の前提となっている施工条件と実際の施工条件が異なる場合。

(3) 単価合意書に記載されていない工種が生じた場合。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、単価合意書の記載内容を基礎とした協議が不適當である場合。

9 前項各号に掲げる場合における請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

10 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(設計成果物及び設計成果物に基づく施工の承諾)

11 請負者は、設計のすべて又は全体工程表に示した先行して施工する部分の設計が完成したときは、その設計成果物を発注者に提出しなければならない。

12 発注者は、提出された設計成果物及び設計成果物に基づく施工を承諾する場合は、その旨を請負者に通知しなければならない。

13 請負者は、前項の規定による通知があるまでは、施工を開始してはならない。

14 第2項の承諾を行ったことを理由として、発注者は工事について何ら責任を負担するものではなく、

また請負者は何らの責任を減じられず、かつ免ぜられているものではない。

15 東海市建設工事請負契約約款及び東海市建設工事請負契約約款（建築工事関連用）第36条に規定する前金払の額は、契約金額（請負代金額）に10分の4を乗じて得た額以内を支払うものとする。また、既にした前金払に追加して契約金額の10分の2の割合を乗じて得た額以内で中間前金払をすることができる。なお、前金払に10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

16 前金払の請求は、契約締結の日から15日以内に行わなければならない。

中間前金払の請求は、発注者が認定調書を通じた日から15日以内に行わなければならない。

17 工事内容の変更その他の理由により契約金額（請負代金額）を減額した場合において、受領済みの前金払額が減額後の契約金額（請負代金額）の10分の5（中

間前金払の支払いを受けているときは10分の6) を超えるときは、請負者は、その超過額を変更契約締結の日から30日以内に返還しなければならない。ただし、返還することが前金払の使用状況からみて不相当であると認められるときは、発注者と請負者とが協議して返還額を定めるものとする。

- 18 発注者は、請負者が前項の期限内に超過額を返還しなかったときは、前項の期限を経過した日から返還する日までの日数に応じ、その未返還額に年14.6パーセントの割合で計算した利息を付するものとする。